

豊見城市漁港管理条例 (平成14年12月25日条例第49号)

最終改正:令和元年9月30日条例第27号

改正内容:令和元年9月30日条例第27号 [令和元年10月1日]

○豊見城市漁港管理条例

平成14年12月25日条例第49号

改正

平成18年6月26日条例第13号
平成19年3月29日条例第15号
平成19年12月28日条例第33号
平成26年3月19日条例第11号
令和元年9月30日条例第27号

豊見城市漁港管理条例

豊見城市漁港管理条例（昭和54年豊見城村条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（責務）

第2条 市長は、漁港の維持管理を適正に行うよう努めるものとする。

2 漁港を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に従い、漁港施設の安全かつ適正な利用に支障とならないようにするとともに、漁港環境の維持に努めなければならない。

（漁港施設の維持運営）

第3条 市長は、市の管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち基本施設、輸送施設（附帯用地及び安全施設を含む。）及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）について、毎年度その維持運営計画（公害防止に係る計画を含む。）を定めるものとする。

2 市長は、甲種漁港施設以外の漁港施設（以下「乙種漁港施設」という。）の維持運営について必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

3 市長は、第1項の甲種漁港施設の維持運営計画を定めようとするとき又は前項の規定により乙種漁港施設の所有者若しくは占有者に対して重要な勧告をしようとするときは、あらかじめ関係漁業協同組合の代表者の意見を徴しなければならない。

（甲種漁港施設の損害賠償）

第4条 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失又は損傷がその者の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

（危険物についての制限）

第5条 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舶は、市長の指示した場所でなければ、停泊、停留又は係留（以下「停係泊」という。）をしてはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 危険物等の種類は、規則で定める。

（漂流物の除去命令）

第6条 市長は、漁港の区域内の水域における漂流物が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

（陸揚げ輸送等の区域における利用の調整）

第7条 市長は、漁港の区域の一部を陸揚げ輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

2 市長は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において、漁獲物、漁具、漁業用資材その他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚げ又は船積みを行う者に対し、陸揚げ又は船積みを行う場所、時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。

3 船舶は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚げ及び船積みが終わったときは、速やかに第1項の指定区域外に移

動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて市長が許可した場合は、この限りでない。

4 第2項の甲種漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚げ又は船積みが終わったときは、直ちにその陸揚げ又は船積みを行った場所を清掃しなければならない。

(利用の届出)

第8条 甲種漁港施設（航路及び第10条第1項第1号の市長が公示により指定する施設を除く。）を、当該施設の目的（法第3条各号に区分された漁港施設の目的をいう。以下同じ。）に従い利用しようとする者（第11条の規定に基づき施設を使用する者を除く。）は、あらかじめ、第18条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に届け出なければならない。この場合において、甲種漁港施設のうち輸送施設及び漁港環境整備施設については、市長が公示により指定するものに限るものとする。

(占用の許可等)

第9条 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、増築し、改築し、若しくは除去しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合もまた同様とする。

2 市長は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を付することができる。

3 第1項の占用の期間は、1月（工作物の設置を目的とする占有にあっては、3年）を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

(使用の許可等)

第10条 次の各号に掲げる者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 甲種漁港施設（法第39条第5項の規定により市長が指定する区域内に存する施設に限る。次条第1項において同じ。）のうち市長が公示により指定する施設を使用しようとする者

(2) 甲種漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者

2 市長は、前項の許可に施設の使用上必要な条件を付することができる。

3 第1項の使用の期間は、1年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

(漁船以外の船舶についての制限)

第11条 漁船以外の船舶を漁港の区域（法第39条第5項の規定により市長が指定する区域に限る。次項において同じ。）内に停係泊し、又は甲種漁港施設に陸置きしようとする者は、前条第1項第1号の市長が公示により指定する施設を使用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、漁船以外の船舶を漁港の区域内に一時的に停係泊しようとする者は、市長が公示により指定する施設を使用することとし、使用に当たっては、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(権利義務の移転の制限)

第12条 この条例に基づく許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することはできない。

(利用料)

第13条 甲種漁港施設を利用する者（以下「利用者」という。）からは、別表第1に掲げる利用料を徴収する。

2 利用料は、前納しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

3 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料の一部を減額し、若しくはその全部を免除し、又は指定管理者が定める方法により分納させることができる。

4 既納の利用料は、返還しない。ただし、指定管理者において利用者の責めに帰することができない事由があると認めるときは、この限りでない。

(占用料)

第13条の2 前条の規定は、市長が収受する占用料について準用する。この場合において、前条中「利用」とあるのは「占有」と、「別表第1」とあるのは「別表第2」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(漁港の区域内の水域等の占用料)

第14条 漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による占用の許可を受けた者（以下「占有者」という。）からは、別表第3に掲げる占用料を徴収する。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。

2 前項の占用料については、第13条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、前条中「利用」とあるのは「占有」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(入出港届)

第15条 市長は、船舶が漁港に入港したとき、又は当該漁港を出港しようとするときは、規則で定めるところにより、入港届又は出港届を提出させることができる。

(監督処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取消し、その許可に附した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しく

は利用上の障害を予防するために必要な施設の設置又は原状の回復を命ずることができる。

- (1) 第9条第1項又は第10条第1項の規定に違反した者
- (2) 第9条第2項又は第10条第2項の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 詐欺その他不正な手段により第9条第1項又は第10条第1項の規定による許可を受けた者
(公益上の必要による許可の取消し等及び損失補償)

第17条 市長は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第9条第1項又は第10条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、市は、通常生ずべき損失を補償するものとする。
(指定管理者による管理)

第18条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて市長が指定するものに別表第1に掲げる甲種漁港施設(以下「指定漁港施設」という。)の管理を行わせるものとする。

2 市長は、指定漁港施設に係る利用料を指定管理者の収入として收受させるものとする。
(指定管理者が行う業務)

第19条 前条第1項の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定漁港施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (2) 第8条の規定による届出に関する業務
- (3) 第13条の規定による利用料の徴収に関する業務
- (4) その他指定漁港施設の管理に関し市長が必要と認める業務
(指定管理者の指定の期間)

第20条 指定管理者が前条の管理を行う期間は、議会の議決を経て定める期間とする。ただし、再指定を妨げない。
(指定管理者の指定の申請)

第21条 第18条第1項の規定による指定を受けようとするもの(以下「申請団体」という。)は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 申請団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書面
- (2) 指定漁港施設の管理に係る事業計画書
- (3) 指定漁業施設の管理に係る収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書面

3 前2項の規定は、前条ただし書の再指定の場合について準用する。
(指定管理者の指定)

第22条 市長は、前条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に指定漁港施設の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が漁港の効用を最大限に発揮するものであると認められるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った指定漁港施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 漁港の設置目的を達成するために十分な能力を有するものであること。
(指定管理者の指定又は取消しの公示等)

第23条 市長は、前条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

2 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わないものとする。
(事業報告書の提出)

第24条 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書の提出は、毎年度終了後60日以内(同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して60日以内)にしなければならない。

(原状回復義務)

第25条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定漁港施設を速やかに原状に回復しなければならない。

(秘密保持義務)

第26条 指定管理者又は指定漁港施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、豊見城市情

報公開及び個人情報保護に関する条例（平成14年豊見城市条例第35号）第44条第1項又は第46条の規定により個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずるよう配慮するとともに、指定漁港施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（過料）

第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- （1） 第5条第1項又は第2項の規定に違反した者
- （2） 第6条の規定による市長の命令に従わない者
- （3） 第7条第3項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項又は第12条の規定に違反した者
- （4） 第16条又は第17条第1項の規定による市長の命令に違反した者

第28条 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（過怠金）

第29条 詐欺その他不正の行為により漁港の区域内の水域等の占用料の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

（規則への委任）

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の豊見城市漁港管理条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の豊見城市漁港管理条例（以下「改正条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 改正条例第13条第1項の規定にかかわらず、当分の間、漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する船舶をいう。）に係る使用料、漁業者（漁業法（昭和24年法律第267号）第2条第2項に規定する者をいう。）が漁業を営むために野積場、漁具干場及び漁港施設用地を利用する場合の使用料並びに船舶運航事業（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する事業をいう。）に使用される船舶に係る使用料は免除する。

附 則（平成18年6月26日条例第13号）

この条例は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の豊見城市漁港管理条例（以下「新条例」という。）第21条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前に改正前の豊見城市漁港管理条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年12月28日条例第33号）

この条例は、豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例（平成19年豊見城市条例第33号）の施行の日から施行する。

附 則（平成26年3月19日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（豊見城市漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この条例による改正後の豊見城市漁港管理条例の規定は、適用日以後に納入する利用料から適用し、同日前までに納入する利用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日条例第27号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（豊見城市漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 この条例による改正後の豊見城市漁港管理条例の規定は、施行日以後に納入する利用料から適用し、同日前までに納入する利用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第13条、第18条関係)

施設の種類	区分	単位	金額	
岸壁、物揚場船揚場等係留施設及び護岸、突堤、防波堤等外郭施設	総トン数5トン未満の船舶	1隻当たり1日につき	110円	
	総トン数5トン以上20トン未満の船舶	1隻当たり1日につき	220円	
	総トン数20トン以上の船舶	1隻当たり1日につき	440円	
野積場、漁具干場及び漁港施設用地		1平方メートル当たり1日につき	2円	
漁港環境整備施設(与根多目的広場)	市内各種団体	小・中高生	1団体当たり1時間につき	500円
		その他	1団体当たり1時間につき	1,000円
		照明設備	1団体当たり1時間につき	1,200円
	市外各種団体	小・中高生	1団体当たり1時間につき	1,000円
		その他	1団体当たり1時間につき	2,000円
		照明設備	1団体当たり1時間につき	2,200円

備考

この表においては、次により利用料の額を算定するものとする。

- (1) 1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとする。
- (2) 1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は、1メートルとする。
- (3) 1件の利用料の額が100円に満たない場合は、100円とする。

別表第2（第13条の2関係）

区分	単位	金額	摘要
電柱等を設置する場合	1本当たり1年につき	740円	支柱又は支線は、それぞれ1本とみなす。
広告物、看板その他これに類するものを設置する場合	表示面積1平方メートル当たり1年につき	1,100円	
地下埋設管を設置する場合	外径0.3メートル未満	1メートル当たり1年につき	110円
	外径0.3メートル以上1メートル未満		250円
	外径1メートル以上		350円
建物その他の工作物等を設置する場合	1平方メートル当たり1年につき	180円	
工作物を設置しない場合	1平方メートル当たり1月につき	40円	

備考

この表においては、次により占用料の額を算定するものとする。

- (1) 1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとする。
- (2) 1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は、1メートルとする。
- (3) 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、その期間又は端数を1月とする。
- (4) 1件の占用料の額が100円に満たない場合は、100円とする。

別表第3 (第14条関係)

種別		単位	金額
栈橋、係船場		占有面積1平方メートル 当たり1年につき	120円
係船くい		1本当たり1年につき	100円
係船浮標、信号標		1基当たり1年につき	300円
電柱(支柱、支線その他の柱類を含む。)		1本当たり1年につき	700円
鉄塔		占有面積1平方メートル 当たり1年につき	700円
ひ管等埋架設 物(開きよ水路を含む。)	外径30センチメートル未満のもの	長さ1メートル当たり1 年につき	60円
	外径30センチメートル以上1メートル未満のもの		200円
	外径1メートル以上のもの		300円
通路、通路橋		占有面積1平方メートル 当たり1年につき	60円
倉庫、工場、造船場及び事務所の敷地		占有面積1平方メートル 当たり1年につき	125円
材料置場、作業現場、仮小屋		占有面積1平方メートル 当たり1年につき	125円
物置場、物干場		占有面積1平方メートル 当たり1年につき	72円
広告板、広告塔		表示面積1平方メートル 当たり1年につき	1,570円
貸ボート置場		1隻当たり1年につき	530円
漁業用工作物(蓄養及び養殖施設を含む。)		占有面積1平方メートル 当たり1年につき	20円
耕作地、採草地		占有面積1平方メートル 当たり1年につき	7円
宅地		占有面積1平方メートル 当たり1年につき	118円
各種試掘調査のための施設		占有面積1平方メートル 当たり1年につき	330円

備考

- この表の種別により難しいもの又はこの表の種別がないものについては、この表の類似の種別によりその都度市長が定める。
- 面積が1平方メートルに満たない場合又は面積に1平方メートル未満の端数がある場合には、その満たない面積又はその端数の面積については、1平方メートルとして計算する。
- 長さが1メートルに満たない場合又は長さに1メートル未満の端数がある場合には、その満たない長さ又はその端数の長さについては、1メートルとして計算する。
- 占用の期間が1年に満たない場合又は占用の期間に1年未満の端数がある場合には、その満たない期間又はその端数の期間については、月割で計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、その端数は1月として計算する。
- 1件の占有料の額が100円に満たない場合は、100円とする。